

令和4年度国民健康保険料率等について

東京都は、都内すべての医療費等を賄うため、各区市町村の医療費水準、所得水準、被保険者数に応じて国保事業費納付金（以下「納付金」という。）の額を決定し、区市町村が納付金を納めるために必要な水準である標準保険料率を提示する。

区市町村は、納付金を納めるため、標準保険料率を参考として保険料を定め、賦課・徴収する。

1 都が算定した令和4年度納付金および標準保険料率

令和4年度 練馬区納付金額および標準保険料率

		基礎(医療)分	後期支援金分	介護納付金分	合計
納付金額		14,911,083,700 円	4,548,366,062 円	2,131,537,992 円	21,590,987,754 円
料率	所得割率	7.61%	2.44%	2.44%	12.49%
	均等割額	44,858 円	13,952 円	17,722 円	76,532 円

2 令和4年度練馬区国民健康保険料算定について

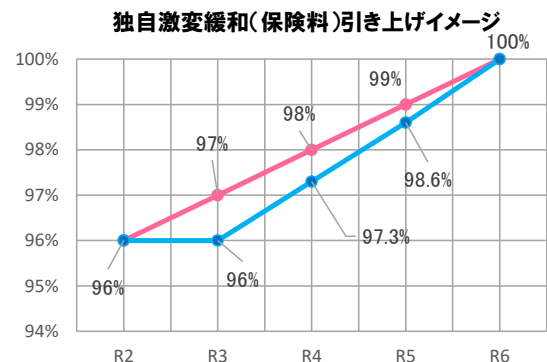
(1) 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準について

特別区では、将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく23区統一で対応するとし、保険料率や保険給付、保険料の減免などを共通基準として決め、各区で条例を定める際は、原則この共通基準に合わせるという統一保険料方式を採用している。

特別区独自の激変緩和措置として、制度改正初年度の平成30年度は、納付金から6%を控除、不足分を一般会計からの繰入金で補填し、納付金の94%を賦課総額として保険料を算定した。以後6年間でこの割合を原則1%ずつ引き上げ、法定外繰入を解消すべく、段階的、計画的に保険料率を設定することとしている。

ア 令和3年度保険料算定の考え方

令和3年度保険料算定においては、コロナ禍において、負担抑制策を講じる必要があるとの考えから、この未曾有の状況に対応する特別措置として、特別区独自の激変緩和割合を一旦据え置き、納付金の96%を保険料賦課総額として令和3年度保険料の算定を行った。



イ 令和4年度保険料算定の考え方

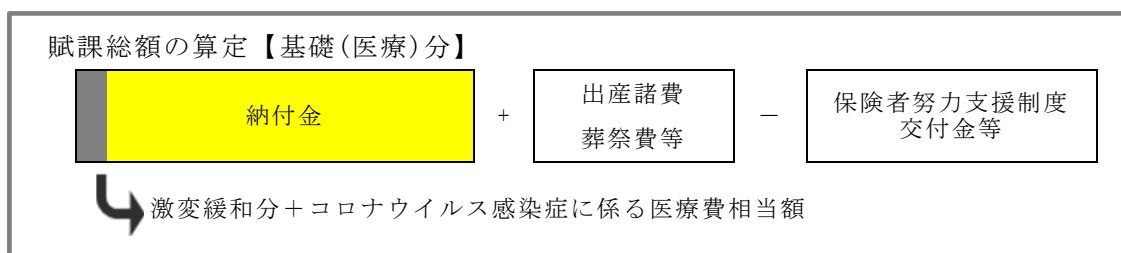
5年目となる令和4年度は、本来納付金の98%を賦課総額として算定する。

令和3年度、激変緩和割合を据え置いたことから、激変緩和措置期間を令和6年度までの6年間として均等に割合を引き上げた場合、令和4年度は納付金の97.3%が賦課総額となる。

ウ 令和4年度基礎（医療）分保険料について

今回、高齢化および医療の高度化、被用者保険の適用拡大等による近年の医療費の増加傾向に加え、新型コロナウイルス感染拡大による受診控えの反動、また、新型コロナウイルス感染症に関する医療費の増加などの影響により医療費が急増、基礎（医療）分保険料が大幅に増額となった。

このため、新型コロナウイルス感染症にかかわる負担分については、被保険者に負担をさせないという考えから、新型コロナウイルス感染症による医療費増加分として、令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る医療費相当額（概算額）を算出、これを一般財源から投入し、基礎分（医療分）納付金から減算することとした。



これにより、基礎分については納付金の92.3%相当、後期高齢者支援金分・介護納付金分は、97.3%を賦課総額として算定を行った。全体では、94%相当となる。

(2) 国民健康保険法施行令の改正に伴う改正（賦課限度額の引き上げ）

【賦課限度額】

	改正後	現行	増減
基礎(医療分)	650,000 円	630,000 円	20,000 円増
支援金分	200,000 円	190,000 円	10,000 円増
介護分	170,000 円	170,000 円	据え置き

	改正後	現行	増減
基礎分・支援金分 合計	850,000 円	820,000 円	30,000 円増
基礎分・支援金分 ・介護分 合計	1,020,000 円	990,000 円	30,000 円増

(3) 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴う改正（子どもの均等割保険料軽減措置の導入）

ア 制度の概要

国民健康保険料は、応益（均等割等）と応能（所得割等）に応じて設定され、所得のない子どもであっても、応益割（均等割）保険料が賦課される。

子育て世帯の経済的負担の軽減の観点から、国・都および区取組として、令和4年度から、未就学児に係る均等割保険料を公費により軽減する。

(ア) 対象者

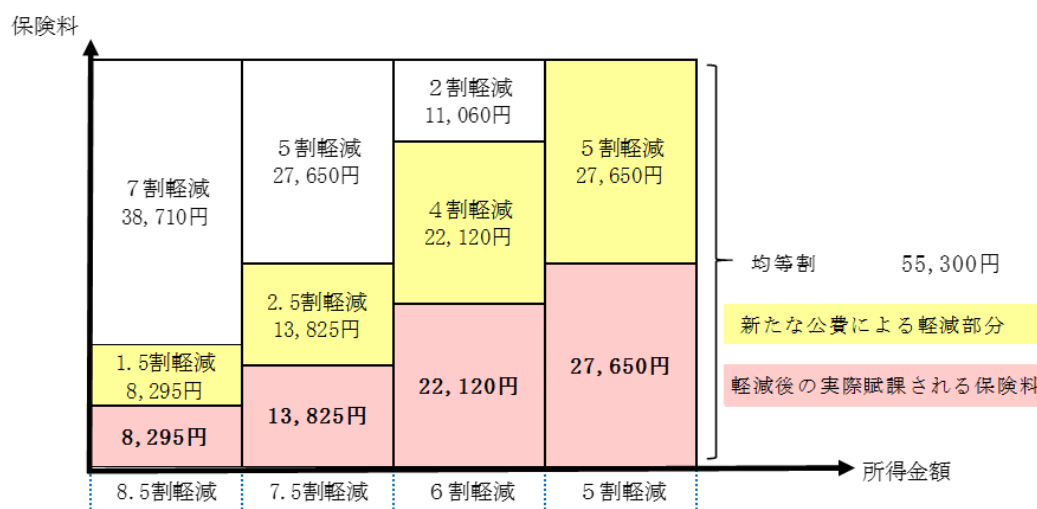
未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）

(イ) 軽減内容

未就学児に係る均等割保険料の5割を公費により減額する。

低所得者軽減の適用がある場合には、当該軽減後の被保険者均等割保険料から、さらに5割を減額する。

【軽減イメージ図】



(ウ) 公費負担割合

国 1 / 2 : 都道府県 1 / 4 : 区市町村 1 / 4

イ その他

改正後の国民健康保険法第72条の3の2第1項の規定により、区市町村は、未就学児被保険者について減額した総額を国民健康保険特別会計に繰り入れることとされた。

この繰り入れる額は、賦課総額の算定に用いる収入の見込み額（国民健康保険事業に要する費用のための収入）から除外する。

(4) 結核医療給付金支給対象者に係る規定の改正

民法の一部を改正する法律の公布により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることを踏まえ、区の結核医療給付金支給対象者に係る規定の改正を行う。

ア 「20歳以上の被保険者」を「18歳以上の被保険者」に改める。

イ 「20歳未満の被保険者」を「18歳未満の被保険者」に改める。

(5) その他規定の整備を行う。

3 令和4年度保険料率等

(1) 賦課割合

区の被保険者数および所得見込みから、基礎（医療）分および支援金分の賦課割合（所得割：均等割）を58：42、介護分を57：43とする。

(2) 保険料率

【基礎（医療）分＋支援金分】

	基礎（医療）分		支援金分		計（基礎分＋支援分）	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
3年度	7.13%	38,800円	2.41%	13,200円	9.54%	52,000円
4年度	7.16%	42,100円	2.28%	13,200円	9.44%	55,300円
増減	0.03 ポイント	3,300円	▲0.13 ポイント	据え置き	▲0.10 ポイント	3,300円

【介護分】（40～64歳）

	介護分		計（基礎分＋支援分 ＋介護分）	
	所得割	均等割	所得割	均等割
3年度	2.52%	17,000円	12.06%	69,000円
4年度	2.43%	16,600円	11.87%	71,900円
増減	▲0.09 ポイント	▲400円	▲0.19 ポイント	2,900円

(3) 1人当たり保険料額

	基礎(医療)分+支援金分	基礎分+支援金分+介護分
3年度	124,989円	165,868円
4年度	131,813円	171,380円
増減 (前年度比)	6,824円 (5.46%増)	5,512円 (3.32%増)